

## 国立研究開発法人国立がん研究センター動物実験倫理委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センターにおける動物実験に関する指針(以下「指針」という)第 3 項に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター動物実験倫理委員会(以下「動物倫理委員会、Committee for Ethics of Animal Experimentation」という)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 動物倫理委員会は、研究所及び先端医療開発センター(柏キャンパス)(以下「先端医療開発センター」という)の動物飼育施設において実施される動物実験の審査等指針に係る諸事項を所掌する。

2 動物倫理委員会の構成メンバーによる研究所運営部会と先端医療開発センター運営部会を動物倫理委員会の中に設置する。

第3条 動物倫理委員会は、動物実験責任者から申請された実験計画について、指針に対する適合性を審査する。

2 動物倫理委員会が必要と認めた場合は、実験の実施状況の報告を求めることができる。必要に応じ、実験の実施状況を査察し、動物実験責任者等(動物実験責任者及び実施者)に対して、適正な動物実験の実施に必要な助言を与え、実験計画を修正させ、又は実験を中止もしくは禁止させることを理事長に助言する。

3 動物倫理委員会は、審査・承認された実験計画、実験の実施状況、また動物実験責任者が申請する動物実験の履行報告についても指針に関する適合性を審査し、この結果を理事長に報告すると共に記録・保管するものとする。

4 動物倫理委員会は、動物実験実施者等に対する講習会等の教育訓練の実施に参画し、その状況を把握し、理事長に報告する。

5 動物倫理委員会は、厚生労働省の定める基本指針等への適合性につき自己点検・評価を行い、理事長に報告するとともに、その結果を公開する

### (組織)

第4条 動物倫理委員会の委員は、次の各号に定める者の内から研究所長並びに先端医療開発センター長の推薦者を理事長が指名する。

2 動物実験の専門家 若干名。

- 3 実験動物の専門家 若干名。
- 4 その他学識経験者 若干名。

なお、委員は、その役割を全うするに相応しい優れた見識を有する者となるよう配慮する。

(任期)

第5条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項第1項に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(委員長)

第6条 動物倫理委員会に委員長及び副委員長を置き、理事長が任命する。副委員長は動物実験施設長並びに実験動物管理室長が当たる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となるとともに委員会を統括する。
- 3 委員長に事故のあるときは、副委員長が職務を代行する。

(審査の方法及び記録)

第7条 委員会は、委員の半数以上の参加がなければ成立しない。

- 2 審査の判定は、審査対象委員全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、投票により半数以上をもって委員会の意見とすることができる。その場合には少数意見を付記する。
- 3 動物倫理委員会は審査に当たって、申請者から申請内容等の説明を求めることができる。
- 4 委員が申請者である場合その委員は、審査の判定に加わることは出来ない。
- 5 判定は次の各号のいずれかの表示による。
  - (1) 適
  - (2) 修正
  - (3) 不適
  - (4) 非該当
- 6 動物倫理委員会の審査経過、判定及び承認された実験計画書等は記録として保存し、委員会が必要と認める場合は公表することができる。

(意見の聴取)

第8条 委員長が認めたときは、動物倫理委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(申請手続き及び判定の処理)

第9条 審査を申請しようとする者(以下「申請者」という)は、年度当初及び当該研究の開始を

希望する日の2週間前までに動物実験計画申請書に必要な事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、審査終了後速やかに動物倫理委員会の審査結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は動物倫理委員会から報告を受け、申請者に判定結果を通知しなければならない。
- 4 申請者への通知に当たっては、審査の判定が7条第5項第3号の場合には、その理由等を記載しなければならない。

(規則の変更等)

第10条 本規程の変更等については動物倫理委員会の議を経て運営会議等の承認を得るものとする。

(雑則)

第11条 動物倫理委員会の庶務は、研究所の動物実験施設及び先端医療開発センターの実験動物管理室において行う。

- 2 指針及びこの規程に定めるものの他、会の運営に必要な事項は、動物倫理委員会で定めることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるものの他、動物倫理委員会における審査基準として以下のものを参照することができる。

倫理基準による動物を用いた医学生物学実験の分類 (Scientists Center for Animal Welfare 1987) 及び国立がん研究センターにおける病原微生物検査項目 (SPF 基準)。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第91号)

(施行期日)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成31年規程第40号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第4号)

(施行期日)

この規程は、令和2年 1月 6日から施行する。